

お金の使い方 3

1.消費、浪費の管理	3
Ⅰ. 消費、浪費、投資を混同しない	3
Ⅱ. 消費の予算を決める	3
Ⅲ. 充実費を設定する	3
Ⅳ. 浪費するまえに投資する	3
2.投資の管理	4
6つの資産	4
3.時間とお金の投資	5
時間の価値を把握する	5
時間の価値を上げる	6
自己投資の判断基準	6
オススメのお金の使い方	8
使わない方がいいお金	8
使ってもいいお金	8
まとめ	8

税金 10

税金とは	10
税金の種類	10
消費税・地方消費税	10
住民税（道府県民税・市町村民税）	10
法人税	10
相続税	10
所得税	11
その他の税金	12
会社員の税金コントロール	13
年収と所得の違い	13
所得控除	13
特定支出控除	15

医療費控除 上限200万円	15
ふるさと納税	16
まとめ	21
個人事業主	22
個人事業主とは	22
1. 支出を減らす	22
2. 労働収入を増やす	22
3. 不労収入を増やす	23
個人事業主のメリット	23
1. 収入が大幅に増える可能性がある	23
2. 給与所得での収入増加も期待できる	23
3. 税金がコントロールできる	24
損益通算	24
損益通算の仕組み	24
損益通算の条件	25
個人事業で損益通算するまでの流れ	26
まとめ	30

お金の使い方

1. 消費、浪費の管理
2. 投資の管理
3. 時間とお金の投資

1.消費、浪費の管理

消費と浪費を把握することがスタート。これらのお金を投資に回すことで、人生が変わる。

- I. 消費、浪費、投資を混同しない
- II. 消費の予算を決める
- III. 充実費を設定する
- IV. 浪費するまえに投資する

I. 消費、浪費、投資を混同しない

- ・品目で消費、浪費、投資は決まらない
- ・家賃でもいい家に住みすぎたり、食費も外食が多ければ浪費という捉え方もできる
- ・自分の人生のゴールを達成するために消費、浪費、投資の科目も決めておく

II. 消費の予算を決める

- ・自分の適正の消費金額を決めておく
- ・どんなに高くても手取り収入の80%まで
- ・理想は50%~70%
- ・お金をおろして、そのお金で生活する

III. 充実費を設定する

- ・手取り収入の8%まで
- ・ご祝儀などは充実費に
- ・日常生活において、なくても支障がないものに使うお金を充実費に
- ・充実費の予算以上は全て浪費

IV. 浪費するまえに投資する

- ・無駄なお金を浪費する前に投資する
- ・投資は、貯金や自己投資、株など
- ・先に使ってしまうと、浪費はできない

- ・消費＋充実費だけの口座と貯金＋投資の口座を分ける

2.投資の管理

資産を作るために投資する

資産→自分の理想の生活を手入れるために必要なものと交換できるもの

6つの資産

- I. 時間
- II. お金
- III. 人脈
- IV. 経験
- V. 情報
- VI. 物

I. 時間

自分が持つ、時間的資産。労働とは自分の時間を使ってお金を生み出している。健康な体なのか、病気の体なのかでも時間の質や量は変わる。時間を使って働くことでお金を生み出したり、情報や経験を積むために時間を使うこともできる。自分の時間を他の資産に変える、もしくは他の資産を時間に変えることで自分が目指す豊かさに近づく。

II. お金

もっともわかりやすく判断できる資産。より大きなお金を生み出すために他の資産と交換する。さらに、自分が目指す豊かさに近づくために他の資産と交換する。

III. 人脈

どんな人とつながっているのかで豊かさは大きく変わる。時間が自由な人とのつながりがあれば、時間的に自由になる方法がわかり、お金が自由な人とのつながりがあれば、お金が自由になる方法がわかる。

今ある人脈を他の資産に変える、もしくは他の資産を人脈資産に変えることで自分が目指す豊かさに近づく。

IV. 経験

今までに経験した技術的資産。料理ができれば料理人になることができ、仕事としてお金を手に入れる。または、趣味として料理を楽しむことで、感情的に豊かになることができるかもしれない。

自分の経験を他の資産に変える、もしくは他の資産を経験に変えることで自分が目指す豊かさに近づく。

V. 情報

自分が持っている、知識的資産。節約の知識があれば、それだけお金を残すことができ資産が作れる。また、情報を販売するようなビジネスであれば、仕事としてお金が手に入る。

自分が持つ情報を他の資産に変える、もしくは他の資産を情報に変えることで自分が目指す豊かさに近づく。

VI. 物

自分が持っている、物理的資産。持っているものを売ること、お金の資産を生み出すことができる。また、持っているものによってコミュニティに属して、人脈資産を作ることでもある。自分が持つ物を他の資産に変える、もしくは他の資産を物に変えることで自分が目指す豊かさに近づく。

→豊かな生活を送るために資産を作る必要がある

→資産を手に入れるために投資する

→資産を投資することで、より価値のある資産を求める

3.時間とお金の投資

豊かな生活を手に入れるまではお金と時間をその他の資産に投資することを優先する

基本的に、投資できるものは時間とお金

自分のもつ時間とお金をなにに投資するのかで、人生が変わっていく

時間の価値を把握する

Q.自分の健康寿命を1年売るとしたら、いくらで売りますか？

Q.あなたの目指す年収は？

手取り1000万円の人の時間の価値

■ 労働時間の価値は？

・1年間の価値が1000万円なら～

1年間は8760時間

そのうち労働時間は8時間×22日間×12ヶ月だと2112時間

労働1時間の価値は→1000万円 ÷ 2112時間 = 4734円

■ 活動時間の価値は？

・1年間の価値が1000万円なら～

1年間は8760時間

そのうち活動時間は18時間×30日間×12ヶ月 = 6570時間

活動1時間の価値は→1000万円 ÷ 6570時間 = 1522円

ワーク あなたの時間の金銭的価値を出してみよう

1. 今の労働時間の価値
2. 今の活動時間の価値
3. 目指す収入の労働時間の価値
4. 目指す収入の活動時間の価値

時間の価値を上げる

今の価値と理想の価値とにはギャップがある。

今と同じ時間とお金の使い方をしていたら、理想にはたどり着かない。

そのためには、時間の価値を上げるものに時間とお金を他の資産へ投資していく。

初期の頃の投資先の優先順位は

1. 人脈
2. 経験&情報
3. 物

自己投資の判断基準

■ 時給と比べて、投資対象を決める

自分の時間的価値を算出し、それと比較して投資対象を決める。

例)ホームページの製作に投資

時給2000円

ホームページ制作にかかる時間が100時間

自分で製作したら、時給2000円×100時間＝20万円の価値

20万円なら投資してもいいか？と考える

■ 将来のリターンと比較して投資対象を決める

投資に対して、どれくらいのリターンが得られるかを予測して投資する。

例)株式投資の知識への投資

株式の講座が50万円

手に入る内容は年利10%の投資術

投資予算が月2万円の場合、複利運用で6年で50万円が回収できる

7年目以降は、黒字で30年後には3300万円の違い

これだけの知識なら投資してもいいか？と考える

■ 機会損失を考えて、投資対象を決める

投資することで、お金を失うと思ってしまう人が多い。

しかし、投資しないことで失っているものがあることも理解する。

例1)起業塾への投資

塾の価格が100万円

起業することで、3年で年収1000万円を目指す

自分の年収は500万円

1年早く始めて年収1000万円になれるのであれば、500万円の違い

現在40歳で60歳まで働くとしたら、生涯年収は17年間×500万円で8500万円

8500万円の機会損失と比べれば、早く投資したほうがいいのか？と考える

例2)起業塾への投資

塾の価格が100万円

起業することで、3年で年収1000万円を目指す

講座に通わなければ、会社員でい続ける可能性が極めて高い

一生、今の会社に居続けなければいけない

なにもしなければ、会社員期間が残り30年

30年を今のまま過ごさなくていいとしたら、いくら投資できるか？と考える

■ 1つの投資ではなく全ての投資で判断する

投資しても思ったようなリターンが得られないような投資先もある。

ただ、それを恐れていてはいつまでたっても投資できない。

その場合はトータルの投資とトータルのリターンで判断する。

例) 起業塾100万円と株式投資のスクール50万円

株式投資のスクールでは思ったようにうまくいかなかったため、株で投資代金は回収できなかった

しかし、起業塾に参加したことで年収は500万円アップ

150万円投資で500万アップしたので総合的な投資は成功

価値を見極める

→単に価格で高い安いの判断をしない。自分の時間の価値、投資から得られるリターン、機会損失を総合的に判断し時間とお金を投資する。

オススメのお金の使い方

使わない方がいいお金

- I. お金にならない資格
- II. 使う予定のない語学
- III. 新聞や経済誌
- IV. 車（※地域による）
- V. 新築の家
- VI. ブランド品
- VII. 職場の飲み会
- VIII. 宝くじ&ギャンブル
- IX. 楽しんで稼げる
- X. 必要以上の貯金

使ってもいいお金

- I. お金になる資格
- II. 使う予定のある語学
- III. 本
- IV. 経営者や投資家との飲み会
- V. ITスキル（インターネット、パソコンなど）
- VI. セールススキル
- VII. マーケティングスキル
- VIII. 健康スキル

まとめ

- ・消費、浪費、投資を自分の中でしっかりと定義しておく
- ・現実と理想のギャップがあるうちは時間とお金を他の資産に投資する
- ・投資の判断基準をもち、より高い資産を手に入れるための投資をする

ワーク 自分の予算を考えよう

手取り収入から、消費、充実費、投資の予算を決める

※浪費は設定しない

※消費と充実費を設定したら、あとは全て投資にする（貯金含む）

予算設定シート↓

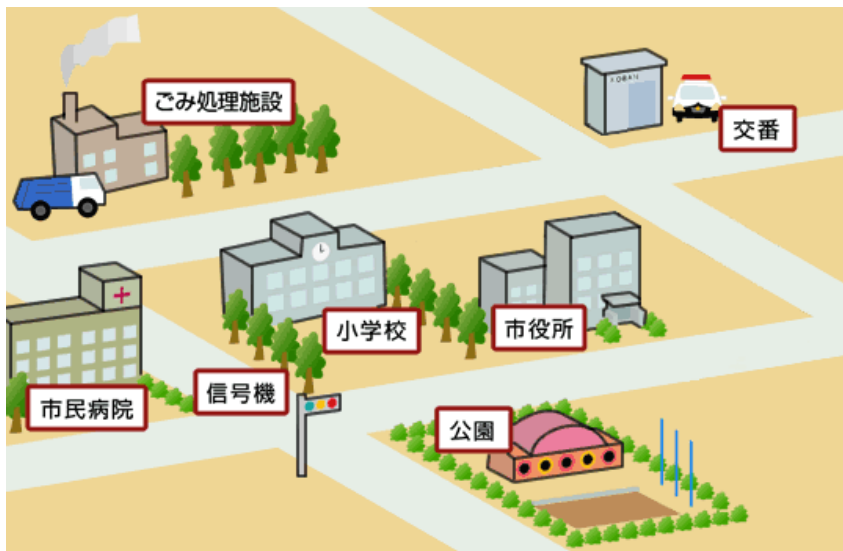
<https://yobouigaku.health/wp-content/uploads/2019/02/yosansetteiseet.xlsx>

	金額	年間	比率
手取り収入	250000	3000000	100.0%
消費合計	125000	1500000	50.0%
家賃	60000	720000	24.0%
水道光熱費	10000	120000	4.0%
通信費	5000	60000	2.0%
食費	30000	360000	12.0%
生活必需品	10000	120000	4.0%
交通費	10000	120000	4.0%
		0	0.0%
		0	0.0%
		0	0.0%
充実費	20000	240000	8.0%
交際費	6000	72000	2.4%
旅行積み立て	5000	60000	2.0%
緊急出費積み立て	9000	108000	3.6%
		0	0.0%
		0	0.0%
		0	0.0%
投資	95000	1140000	38.0%
貯金	25000	300000	10.0%
自己投資	75000	900000	30.0%
投資	20000	240000	8.0%
		0	0.0%
合計	250000	3000000	100.0%

税金

税金とは

国や都道府県、市区町村では、私たちが健康で文化的な生活を送るために、個人ではできない様々な仕事をしている。このような「公共サービス」や「公共施設」（例：下のイラスト）を提供するためには、多くの費用が必要になります。その費用をみんなで出し合って負担しているのが「税金」です。（国税庁HPより抜粋）



参照) 国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/kids/hatten/page01.htm>

税金の種類

消費税・地方消費税

商品の販売やサービスの提供に対してかかる税金。納税するのは製造業やサービス業などの事業者ですが、負担するのは消費者等。消費税の税率は6.3%、地方消費税の税率は1.7%、これらを合わせて8%の税率。

※ 消費税等とは、消費税（国税）と地方消費税（地方税）のこと

住民税（道府県民税・市町村民税）

住んでいる（会社がある）都道府県、市区町村に納める税金。道府県民税も市町村民税も一括して市区町村に納める。所得によって、決まる。基本的には一律で10%。前年度の所得に対して、金額が決定する。

法人税

法人（会社）の所得に対してかかる税金。決算期（それぞれの会社が決めた年度）が終わったあとに確定申告する。

相続税

資産を相続や遺贈によって取得した時ににかかる税金。基礎控除で3000万円＋（法定相続人の数×600万円）までは無税で相続できる。

所得税

個人の所得（収入から経費などを引いたもの）に対してかかる税金。所得が多くなるほど、税率が高くなる。
会社に勤めている人と個人事業主では、納税方法が異なる。原則、その年に納める。

◇平成30年分所得税の税額表

課税される金額			税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで		5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで		10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで		20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで		23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで		33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで		40%	2,796,000円
40,000,000円以上			45%	4,796,000円

会社に勤めている人

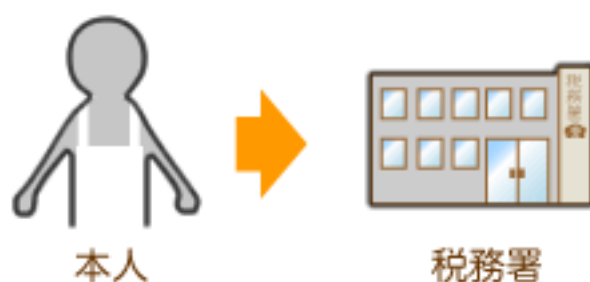
源泉徴収 納税



勤務先の会社が、あらかじめ本人の給料から所得税を差し引いて、本人に代わってまとめて納税することを源泉徴収という。

自分で商売をしている人

確定申告 納税



1年間の所得と税額を自分で計算し、税務署に申告することを確定申告という。

参照) 国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/kids/hatten/page02.htm>

その他の税金

■ 酒税

日本酒、ビールなど、お酒にかかる税金。製造者または輸入者が納税しますが、負担するのは消費者。

■ たばこ税・たばこ特別税

たばこにかかる税金。製造者または輸入者が納税しますが、負担するのは消費者。

■ 関税

輸入品にかかる税金。原則として、輸入者が納税。

■ 揮発油税・自動車税・自動車重量税

自動車に関連する税金には、揮発油税（ガソリンにかかる税金）や、自動車税（自動車を持っている人にかかる税金、自動車重量税（自動車の重さに応じてかかる税金）などがある。

例

ビール大びん1本（633ml）の場合
酒税…約139円



例

たばこ1箱（20本入）430円の場合
国税分…122.44円
地方税分…122.44円
合計 約245円

・税金は必ず必要なもの

→ただ、税金を払いすぎていないか？

Q.年商3000万円の経営者と年収300万円の会社員。より多くの税金を払っているのは？

・税金はコントロールできる

→もと、国税調査官が語る真実

税金をコントロールできるようになることで、お金を増やせる。

そこで、まずは会社員ができる税金のコントロールを学ぶ。

会社員の税金コントロール

会社員時代に知っておいて欲しいのが、会社員でもできる節税。

会社員として節税できる範囲は少ない。ただ、全くできないわけではない。

所得控除とふるさと納税によって削減できる。

削減できる税金→所得税と住民税

→住民税と所得税は、年収ではなく、「所得」によって決まる。

→年収はコントロールできないが所得はコントロールできる。

年収と所得の違い

■ 年収

→会社員にとっての年間収入とは、1年間で得た給料のこと。源泉徴収票で言うところの「支払金額」が年収にあたる。

■ 所得

1年間で得た収入から所得控除を差し引いたもの。この所得に応じて、所得税が計算される。

会社員の場合：収入 - 所得控除 = 所得

所得控除

■ 給与所得控除

収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額 × 40% 65万円に満たない場合には65万円
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超 1,500万円以下	収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超	245万円（上限）

■ 控除の一覧

雑損控除※	災害や盗難などによって損害を受けた場合の控除。損失額に応じて控除額が変わる
医療費控除※	病院などで医療費を一定以上支払った場合の控除 支払った医療費 - 保険金など - 10万円 = 医療費控除額 (10万円の部分 → 年間所得200万円未満の場合は総所得の5%) >> セルフメディケーション税制
社会保険料控除	社会保険料（国民健康保険や国民年金）を支払った場合の控除。その年に支払った金額を全額控除
小規模企業共済等掛金控除	指定された共済や個人型年金などを支払った場合の控除。その年に支払った掛金を全額控除
生命保険料控除	生命保険料を支払った場合の控除。年間の生命保険料によって金額が変わる（最高12万円）
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合の控除。年間の地震保険料によって金額が変わる（最高5万円）
寄付金控除※	寄付をした場合の控除（「ふるさと納税」はこの寄付に当てはまる） 特定寄附金 - 2,000円 = 寄附金控除額。ただし、上限あり（年間所得の40%まで）
寡婦・寡夫控除	夫または妻と離婚や死別した場合などに受けられる控除。基本的には27万円（35万円の場合もあり）
勤労学生控除	納税者が勤労学生の場合に受けられる控除27万円
障害者控除	納税者、あるいは控除対象の配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合に受けられる控除。基本的には一人につき27万円（40万円・75万円の場合もあり）
配偶者控除	控除対象になる配偶者（夫か妻）がいる場合の控除。基本的には38万円（配偶者が70歳以上の場合は48万円）
配偶者特別控除	配偶者に38万円を超える所得があり配偶者控除を受けられない場合配偶者の所得金額に応じて受けられる控除。配偶者の所得に応じて控除額が変わる（最高38万円）
扶養控除	控除対象になる扶養家族（息子など）がいる場合の控除。基本的には38万円（扶養親族の年齢により異なる） 一般の控除対象扶養親族（16歳以上）：38万円 特定扶養親族（19歳～23歳未満）：63万円 老人扶養親族（70歳以上）同居老親等以外の者：48万円 同居老親等：58万円
基礎控除	全員一律で適用される控除。この控除は納税者全員に適用される。みんな一律で38万円
特定支出控除	会社員が所得控除以外で認められる必要経費がある場合の控除。経費の金額によって控除額が変わる

※所得控除は所得税と住民税で金額が異なる。こちらの表は所得税の控除額。住民税の控除額はおおよそ、所得税の控除額マイナス5万円程度。

これらが、所得控除である。この中で、忘れがちな控除が2つある。それが、**特定支出控除と医療費控除**。

特定支出控除

■ 会社員が所得控除以外で認められる必要経費

- ・ 通勤費：一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
- ・ 転居費：転勤に伴う転居のため、通常必要であると認められる支出
- ・ 研修費：職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出
- ・ 資格取得費：職務に直接必要な資格を取得するための支出
- ・ 帰宅旅費：単身赴任などの場合、勤務地または住まいと、自宅との間の旅行のために通常必要な支出（上限回数あり）
- ・ 勤務必要経費：職務と関係のある新聞や書籍、雑誌などの購入、職場で着るスーツや制服、事務服、作業服、得意先や仕入れ先などへの職務に通常必要な交際費（上限65万円）

・ 資格取得費

職務の遂行に直接必要な弁護士・公認会計士・税理士・弁理士といった資格取得のための費用で、結果として資格取得に至らなくても対象となる。

・ 勤務必要経費

たとえば以下のようなものが該当する。

- ・ 職務に関連する書籍、定期刊行物などの図書費
- ・ 制服、事務服、作業服など勤務場所において着用する衣服費
- ・ 職務上関係のある者に対する交際費・接待費その他の費用

※特定支出控除が使えるのは、給与所得控除の金額の2分の1を上回った部分のみ

医療費控除 上限200万円

- ・ 10万円を超える医療費
- ・ セルフメディケーション税制

参照) <https://leaders-online.jp/tax/zeikin-kessan/2800#toc2>

- ・ 国家資格保持者による治療となるマッサージ

柔道整復師・鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師

→保険適応でなくても節税できる可能性あり

→領収書の但し書きに治療の名目をかいてもらう

※特定支出控除と医療費控除の2つの控除はどちらも**確定申告が必要である**。

ふるさと納税

ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のこと。手続きをすると、実質負担2000円で所得税や住民税の還付・控除が受けられる。

■ ふるさと納税の魅力

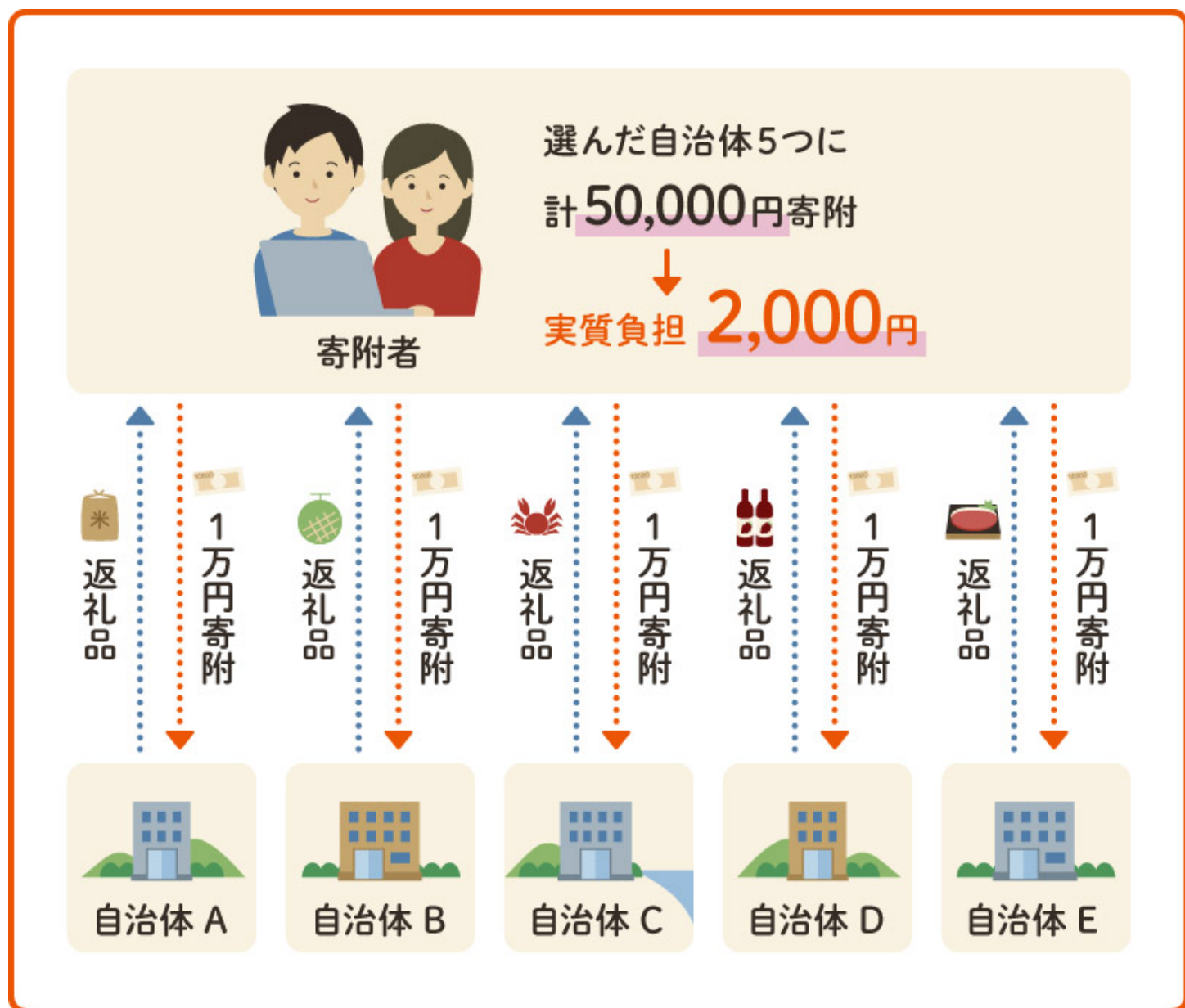
1. お礼の品がもらえる

ふるさと納税では、寄付した自治体から寄付金額相当のお礼品がもらえる。自治体にとっては「お礼の品」を通じて、地域の名産品や産業を全国の人に知ってもらえる貴重な機会にもなっている。また、日常生活で使うようなものもお礼品にあるため、活用方法によっては生活コストを抑えることができる。

2. 税金が控除（還付）される

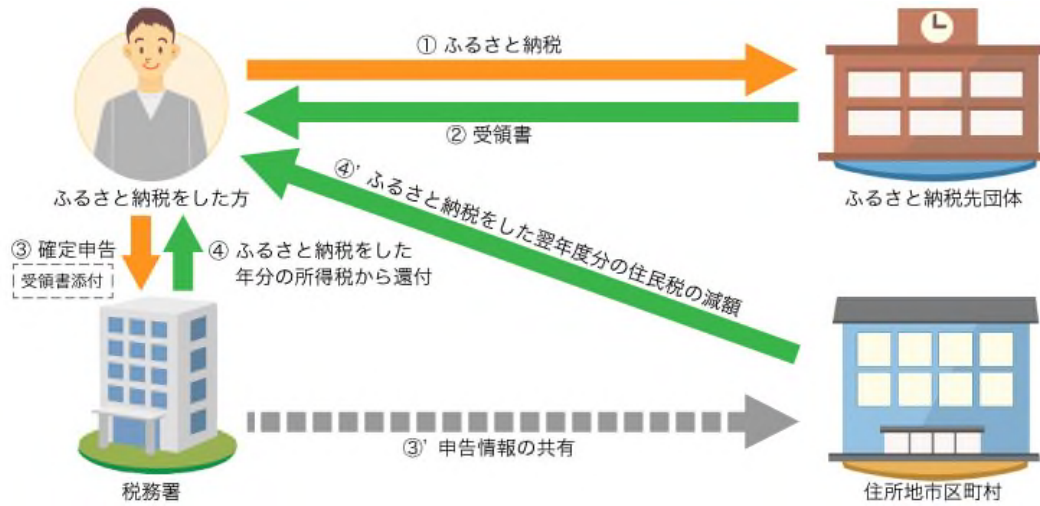
ふるさと納税では控除上限額内で寄附を行うと、合計寄附額から2,000円を引いた額について、所得税と住民税から控除（還付）を受けることができる。控除上限額は収入や家族構成によって異なる。

※課税所得に応じて実質負担が2,000円以上になる場合もある。



参照) https://furusato.wowma.jp/guide/about_furusato_taxpay.php

■ ふるさと納税の仕組みと税額控除の流れ



参照) さとふる [HTTPS://WWW.SATOFULL.JP/STATIC/INSTRUCTION01.PHP](https://www.satofull.jp/static/instruction01.php) ■ ふるさと納税の控除上限額

ふるさと納税は、実質負担2000円でお礼品を受け取りながら、控除が受けられるが、控除金額には上限がある。寄付金の控除上限額は年収や家族構成などによって異なる。自分の控除上限額がいくらなのかを事前に確認しておく必要がある

・ふるさと納税の控除額と還付額計算方法

ふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分について、次の通り、原則として所得税から還付、住民税から控除される（※1）

ただし、各々につき、上限（※【A】 【B】 【C】）が設定されています。

1. 所得税	$(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} \times \text{復興税率}$ (所得税率はご本人の所得金額に応じ0～45%の税率となります) 【A】 控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限
2. 住民税(基本分)	$(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$ 【B】 控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限
3. 住民税(特例分)	$(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times (100\% - 10\% (\text{基本分}) - \text{所得税率} \times \text{復興税率})$ 【C】 個人住民税特例分の金額が住民税所得割額の20%を超えない場合は、 控除される個人住民税特例分の金額はそのまま据え置きですが、 個人住民税特例分の金額が住民税所得割額の20%を超える場合は、 控除の対象となる特例分は住民税所得割×20%が上限です。

・ ふるさと納税控除上限額早見表

		寄付者の家族構成			
		独身又は共働き	夫婦	共働きで子1人 (高校生)	夫婦+子1人 (高校生)
寄 付 者 本 人 の 給 与 収 入	300万円	¥27,000	¥18,000	¥18,000	¥9,000
	350万円	¥34,000	¥25,000	¥25,000	¥16,000
	400万円	¥41,000	¥32,000	¥32,000	¥23,000
	450万円	¥52,000	¥40,000	¥40,000	¥31,000
	500万円	¥60,000	¥47,000	¥47,000	¥38,000
	550万円	¥68,000	¥59,000	¥59,000	¥46,000
	600万円	¥76,000	¥67,000	¥67,000	¥57,000
	650万円	¥96,000	¥75,000	¥75,000	¥65,000
	700万円	¥107,000	¥84,000	¥84,000	¥74,000
	750万円	¥118,000	¥107,000	¥107,000	¥84,000
	800万円	¥129,000	¥118,000	¥118,000	¥107,000
	850万円	¥139,000	¥128,000	¥128,000	¥117,000
	900万円	¥150,000	¥139,000	¥139,000	¥128,000
	950万円	¥161,000	¥150,000	¥150,000	¥139,000
	1000万円	¥172,000	¥161,000	¥161,000	¥150,000

参照) さとふる <https://www.satofull.jp/static/calculation01.php>

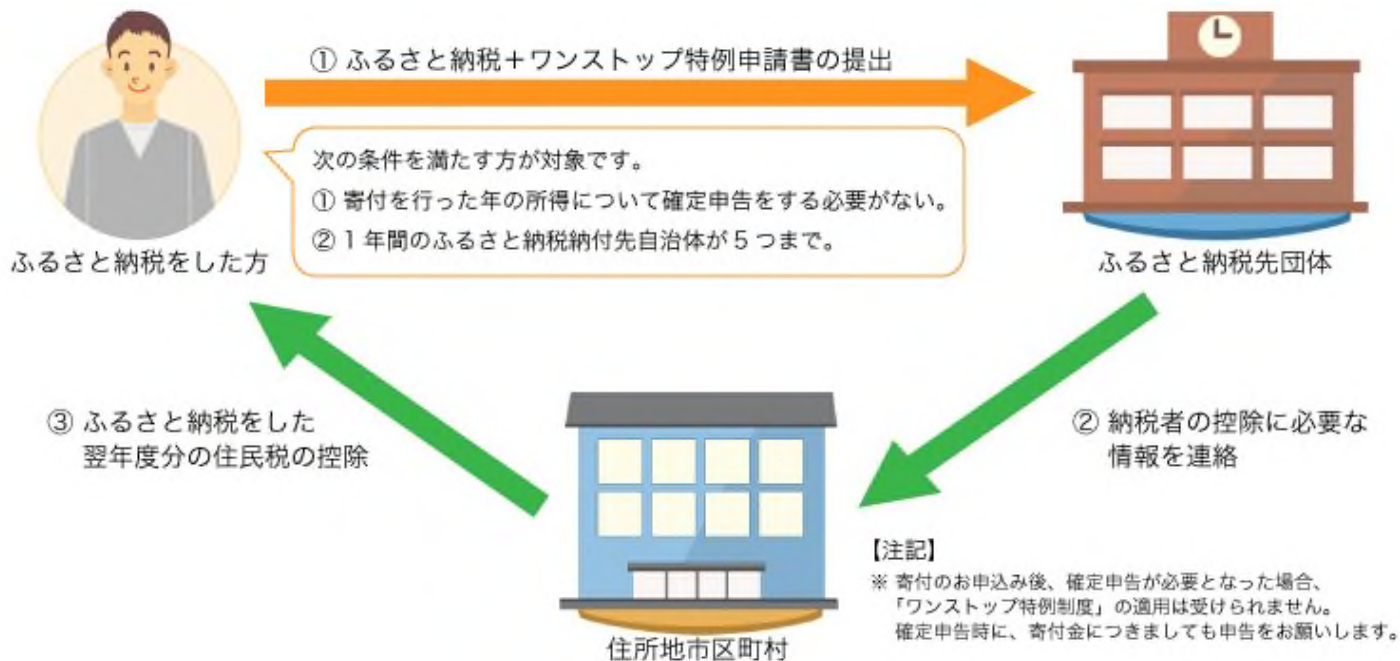
※詳細は別途確認が必要

■ ふるさと納税の寄付金控除の対象者

ふるさと納税の寄付金控除は、住民税が非課税または均等割のみ、所得税が発生していないなどの場合には、受けられない。また、ふるさと納税の寄付金控除を受けるためには、「確定申告」を行うまたは「ふるさと納税ワンストップ特例制度（※）」を利用する必要がある。

・ふるさと納税ワンストップ特例

「ふるさと納税ワンストップ特例」とは、寄付をした年の所得について確定申告の必要がなく、ふるさと納税の寄付先の自治体が5つまでの人が利用できる、カンタンにふるさと納税後の税額控除の手続きができる制度。



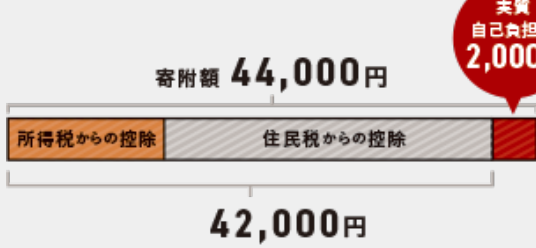
参照) さとふる [HTTPS://WWW.SATOFULL.JP/STATIC/INSTRUCTION01.PHP](https://www.satofull.jp/static/instruction01.php)

利用者はふるさと納税をするたびに、（図①）「ワンストップ特例申請書（寄付金税額控除に係る申告特例申請書）」と「マイナンバー提供に必要な本人確認書類（番号確認と身元・実在確認の書類）」を寄付先の自治体（ふるさと納税先団体）に郵送する。

すると、（図②）自治体はふるさと納税をした人（寄付者）の控除に必要な情報を寄付者の住む住所地（市区町村）に連絡し、（図③）寄付者はふるさと納税をした翌年度分の個人住民税の減額（控除）が受けられる。

寄付者側から見ると、手続きは書類の提出（図①）だけで完了する。

■ 「確定申告」と「ワンストップ特例制度」の違い

	ワンストップ特例制度	確定申告
寄附先の数	1年間で寄附先は5自治体まで ※同じ自治体に複数寄附しても1自治体計算になります	寄附先は数に限りがなく、複数自治体に寄附が可能
申請方法	寄附の都度、各自治体に申請書を提出	年に一度、税務署に寄附金受領証明書を確定申告書類と共に提出
税金控除の仕組み	住民税から全額控除（減額） 	所得税からの控除（還付）と、住民税からの控除（減額） 
申請期限	申請書の提出期限：2019年1月10日必着	確定申告の期限：2019年3月15日

■ ふるさと納税の手順

1. 寄付をしたい自治体や貰いたいお礼品を決める

ふるさと納税を利用する上でまず初めに決めるのが、寄付をしたい自治体（ふるさと）や貰いたいと思うお礼品。ふるさと納税関連のサイトなどからお礼品を決めるが一般的。

2. 寄付を申込む

寄付をしたいと思う自治体を選んだら、実際に寄付を申込む。決済方法など、詳細な申し込み方法に関しては、サイトごとに異なる。

3. お礼品を受け取る

自治体からのお礼品が届く。ふるさと納税のお礼品は、プレゼントやお中元、お歳暮などのギフトとしても利用できる。

4. 寄付金受領証明書を受け取る

ふるさと納税を行った証明として、寄付先の自治体から寄付金の受領証明書が送られてくる。これは確定申告の際に必要なため、必ず保管する。

※自治体によっては、お礼品と一緒に同封されている場合や後日送られてくる場合もある。

5. 確定申告をする

ふるさと納税は、確定申告することにより所得税と住民税から寄付金控除が受けられる仕組みとなっている。ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用しないで寄付金控除を受ける方は、確定申告を行う必要がある。

→確定申告を行う場合には、受け取った寄付金受領証明書を必ず添付する。

→確定申告期間は決まっているため、期限内に忘れずに申告する。

→ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は、確定申告を行う必要がない。

■ ふるさと納税のオススメ利用方法

- ・生活必需品（コメなど）をふるさと納税で購入し、実質負担2000円にすることで、消費の金額を下げる。
- ・充実費をふるさと納税で購入し、実質負担2000円にすることで、充実費の負担額を下げる。

まとめ

- ・会社員としての節税は、「控除」を最大限利用すること
- ・特に扶養控除、医療費控除と特定支出控除は利用できるなら利用する
- ・ふるさと納税もサラリーマンのうちは積極的に活用する
- ・節税した金額を自己投資にまわすのがオススメ

ワーク 今の自分ができる控除を考えよう

個人事業主

会社員として使える税制は基本的は控除のみ。

しかし、個人事業主として開業し、事業を始めることで納める税金がコントロールできる。

ここでは、個人事業主の仕組みと税金について学ぶ。

個人事業主とは

事業により売上が発生する場合に納税義務を果たすため、税務署に「開業届」を申請している状態。

■ なぜ、お金の教養で個人事業を学ぶのか？

→これからの時代は、会社員以外の収入の仕組みを作る必要があるから

自分が使えるお金を増やす方法

豊かさを手に入れるための交換手段であるお金。

そのお金を増やす方法は3つしかない。

1. 支出を減らす
2. 労働収入を増やす
3. 不労収入を増やす

1. 支出を減らす

最初の方法は支出を減らすこと。自分が現在持っている収入を変えずに、お金を増やすために支出をコントロールするしかない。

支出をコントロールする方法は、消費、浪費、投資のコントロールである。

また、一部税金をコントロールすることで消費支出を減らすことができる。

2. 労働収入を増やす

お金を増やす方法として、もっとも効率的なのは直接的に収入を増やすことである。

その中で、実践しやすいのが労働収入を増やすこと。

労働収入を増やす方法は3つに分かれる。

I. 出世する

今の職業の収入を増やす方法。ただし、劇的な上昇は期待できない。また、収入が上がるために時間もかかる。

自分でコントロールできる範囲は非常に少ない。

II. 転職する

転職することで収入を増やす方法。職業によって収入は大きく変わるため、現在の職業が収入が低い業界の場合は転職先によっては大きく収入が増える可能性もある。

ただし、収入は上がるが肉体的な負担や精神的な負担は予想できない場合が多い。

自分でコントロールできる範囲は少ない。

III. 副業する

今の会社員以外の収入意外の他の事業からの収入を作ることでお金を増やす方法。

副業の場合も2つのパターンに分かれる。

・給与所得を増やす

給与所得とは、アルバイトやダブルワークなど別の会社員に所属した場合に得る収入のこと。

基本的には時給制が多い。

・事業所得を増やす

事業所得とは個人事業主として、開業届を申請し事業を始めることで得られる収入のこと。

3. 不労収入を増やす

不労収入とは、資産運用やビジネスオーナーになることで得られる収入のことである。

基本的な考え方は自分が働くのではなく、お金に働いてもらうことでお金を増やしていく。

投資するお金が増えれば、それだけ収入が増える。

※詳しくは、資産運用の講義で伝える。

このように、お金を増やすためには支出を減らす、労働収入を増やす、不労収入を増やす、この3パターンである。

最初に取り組むべきは支出を減らすこと。

お金の教養の基本でもあるので自分のお金をコントロールできるようになることが必要である。

続いて、取り組むべきが収入を増やす方法だが、自分のゴールによって選ぶものが異なる。

短期的にお金を増やしたいなら、もっとも効率がいいのは転職。

長期的に収入をお金増やしたいなら、もっとも効率がいいのは資産運用。

そして、短期～長期でバランスが取れるお金を増やす方法が「個人事業主」になってお金を増やす方法である。

個人事業主のメリット

1. 収入が大幅に増える可能性がある

個人事業主として活動する場合、サービスの価格は自分で設定できる。

そのため、収入の限界がなく一気にお金の増やせる場合もある。

早ければ、1年～2年で年間100万円以上の収入も増やせる。

他の方法では、これだけの収入増加はなかなか期待できない。

2. 給与所得での収入増加も期待できる

個人事業主として活動すると、会社がどのような仕組みで売り上げを上げているか意識するようになる。

また、集客やセールス、自己管理などの出世や転職時に生きるスキルも身につけることができるため、活動が無駄になりにくい。

3. 税金がコントロールできる

個人事業主として、活動する場合、基本的に税金の申告は自分ですることになる。

この時に、仮に個人事業が赤字だったとしても「損益通算」という仕組みを使うことで、税金をコントロールできるようになる。この仕組みを使って会社員+個人事業主として活動する場合、多くの場合会社員の税金が安くなる。

以上、3点のメリットがあるためお金の教養を実践していく中で個人事業主として活動することはお勧めできる。

次に、3つのメリットの1つである税金コントロールの仕組みの根幹をなす、「損益通算」について詳しく話す。

損益通算

損益通算の仕組み

事業での所得が赤字になる場合、会社員の給与からその赤字額に相当する所得を差し引ける。

例)

■ 給与収入500万円の場合

所得税が約14万5000円、住民税が約25万0,000円で、**合計39万5000円**が納税額である。

■ 給与収入500万円+事業所得が-100万円(青色申告控除含む) の場合

事業所得が赤字の場合は、500万円の収入から赤字額100万円が差し引ける。

結果、年収400万円程度としてみなされる。(※詳細は異なるが、簡易的に計算)

年収400万円の場合は、所得税が約8万8000円で住民税が約18万3000円で、**合計27万1000円**が納税額である。

→損益通算により**会社員の収入が同じでも税金が約12万4000円**が安くなる。

※年収が下がると社会保障費も下がるので、実質負担税率はさらに下がる。

参照) 年収別手取り額早見表http://www.fpoffice.biz/_userdata/nensyuubetsuhayamihyou.pdf

■ 所得税率の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

参照) 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>

損益通算の条件

- I. 事業所得であること
- II. 節税目的ではないこと

I. 事業所得であること

利子所得	預貯金や公社債の利子、合同運用信託などの収益の分配にかかわる所得
配当所得	株主や出資者が、法人から受けとる配当など
不動産所得	土地や建物などの貸付けによる所得
事業所得	事業から生まれる所得（主には売上）
給与所得	勤務先から受ける給料や賞与
退職所得	退職によって勤務先から受ける退職手当など
山林所得	山林を伐採したものなどを譲渡した場合に生ずる所得
譲渡所得	土地や建物など、資産の譲渡による所得
一時所得	上記8つに当てはまらない、一時的な所得 例) 法人から贈与された金品、懸賞など
雑所得	上記9つに当てはまらない所得 例) 印税、公的年金など

■ 雑所得

1 円以上の所得で、住民税の申告が必要。所得20万円以上で所得税の申告が必要。

■ 事業所得

1 円以上の所得で、住民税の申告が必要。所得20万円以上で所得税の申告が必要。

ただし、事業所得の場合は「売上高-経費」の合計によって判断する。

※所得が赤字の場合は住民税、所得税ともに申告義務なし。

・売上高

事業でサービスを販売することで手に入る収入。事業以外の収入は売上高ではなく、雑所得になる。

・経費

売上を上げるために必要となるお金。主なものとして「仕入れ」「旅費交通費」「交際費」などがある。

例) 料理教室の場合

料理教室を開催した。1人5000円で5人参加。

売上高：5000円×5人＝25000円

経費：レンタルキッチン10000円＋食材費9000円＋交通費1000円＋料理教室開催セミナー10万円＝12万円

→25000円－12万円＝**9万5000円の赤字**

事業所得の判断基準

1. 開業届を出しているか

税務署に開業届を出しているかどうか判断の1つになる

2. 事業性があるか

■ 売上が上がっているか（営利性）

売ると、利益が出るか？

■ 継続的に売上が上がっているか（継続性）

毎月、安定して売り上げが上がっているか？

■ 業務に対して、相当の時間や労力を継続的にかけているか（業務性）

ちゃんと活動しているか？

→開業届を出していて、かつ事業性があれば事業所得になる。

II. 節税目的ではないこと

損益通算はあくまで事業を進める上で仕方なく赤字になってしまった場合のみ適応する。

そのため、節税目的のみでの損益通算は禁止されている。

個人事業で損益通算するまでの流れ

1. 就業規則の確認
2. 開業届の提出
3. 事業活動および帳簿記入
4. 確定申告

1. 就業規則の確認

副業しても大丈夫かどうかで、最初に確認するのは「就業規則」である。

就業規則で、副業が禁止されていなければ、なんの問題もない。

ただし、副業が禁止されている場合は自分の中で知識を整理する必要がある。

→なぜ、副業は禁止されているのか？

■ 会社の業務に支障をきたす可能性があるため

自社スタッフが副業に力を入れすぎて、本業の業務に支障が出ることは問題視せざるを得ない。

場合によっては、副業の疲れから本業で欠勤が多くなる可能性もある。

会社の業務に支障をきたすリスクを考えて副業を禁止にしている。

■ 守秘義務の観点から禁止している

副業をはじめめる人の中には、本業に関係のある仕事を副業に選ぶ場合がある。

その場合、副業を通じてさまざまな相手と接触するなかで、本業に関する業務上の秘密や、社外秘とされているような情報やノウハウなどを副業で応用する可能性もある。

この場合、明らかな情報漏となり、企業として問題視せざるを得ない。

守秘義務の観点から、リスクを排除するために、副業を禁止している企業もある。

副業は本当に「禁止」なのか？

副業が禁止される理由は、大きく2つだが、これには法的な効力はあるのか？

→会社の就業規則において副業禁止でも**法的な拘束力はない**。

■ 憲法

特に会社員の副業を禁ずる旨の条文は定められていない。むしろ、会社側が就業規則をはじめとして組織内の規定によってスタッフの副業を全面的に禁ずることが、法律上許されないという見方が大勢となっている。

■ 労働関連の法律

労働基準法などの労働関連法規にも、**特に副業に関する規定はない**。個人が同時に複数の企業と雇用契約を結ぶことや、会社員として働きながら個人事業主としてビジネスをすることに対する規制は、本来は存在しないと。

ただし公務員の場合は、国家公務員法の103条と104条により副業が禁止されている。

・ 副業で懲戒処分を受ける可能性のあるケース

■ 本業に明らかに支障をきたす場合

本業に明らかな支障をきたしている場合は懲戒処分の可能性もある。

- ・ 本業に明らかな悪影響があるほどの長時間の副業が認められた場合、就業規則を根拠とした当該スタッフの懲戒解雇を有効
- ・ 本業の余暇を利用してアルバイトをするなど、本業に悪影響が認められないと判断された案件においては、解雇を無効

■ 同業他社のスタッフとして働いた場合

同業他社に勤務したことで、本業の企業に損害を与えたとみなされた場合は懲戒の可能性はある。

■ 副業が本業との競合関係になる場合

本業に関連する事業を副業として営んでいた人が、勤めていた企業から背信的行為を理由に解雇を言い渡された事件で、裁判所もそれを正当だと認めたケースもある。

- ・ 本業の顧客に同じ商品やサービスを副業として提供したり、本業の取引先から仕入を行った場合

■ 本業の信用を失墜させる可能性がある場合

副業において犯罪行為を行ったり、反社会的な勢力と関わりをもった場合、それが理由で本業でも懲戒処分を受けることがある。

→副業を行う場合は本業に支障が出ない範囲で可能なものを選ぶ

懲戒処分を受けた時の対処法

副業が就業規則で禁止されていても、どうしても副業をしたいという方は、万が一会社から副業を理由とした懲戒処分や受けた際に、どう対応すべきかを知っておく。

■ 労働審判制度

労働問題の窓口である労働審判委員会が両者の間に入って紛争の解決に協力してくれる優れた制度。

[裁判所のホームページ](#)に詳しく掲載されている。

2. 開業届の提出

就業規則を確認し、個人事業主の活動を始めることを決めたら開業届を提出する。

開業届を提出する上で、決めることは4つある。

I. 屋号

屋号（商号）とは、会社で言うと会社名にあたるもので、銀行口座、名刺、看板、領収書や契約書についても、屋号で表記することが可能。開業届けには屋号を記入する箇所がありますが、税務署などへの届出時には空欄にしておくことも、後で変更することも可能。個人名で活動するなら記入する必要はない。

なお、個人事業の屋号は、「〇〇会社」とか、「〇〇法人」という表現はできない。一般的には「〇〇商店」とか「〇〇事務所」などの屋号が多い。

II. 開業日

事業を開始した日付。開業届けには、開業日から1ヶ月以内という届出期限がある。基本的には経費の計算も開業日以降となる。

III. 事業内容

自分の事業の内容を決める。「ホームページの作成」「セミナー講師」など、独立開業する事業が一目でわかるような簡単かつ簡潔な内容にする。ただし、事業内容における規制はほとんどないため、変更も可能。

IV. 申告方法

事業所得が発生すると、税を納める義務が発生する。個人事業主の場合は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得を自分で計算し、税務署に対して、確定申告をする必要がある。

この個人事業主の事業所得の申告方法には、「青色申告」と「白色申告」の2種類がある。

・白色申告

白色申告とは、青色申告と比べて簡単に確定申告ができる方法。

貸借対照表の提出が不要であるほか、帳簿も取引ごとになすべて記載するのではなく、日々の合計金額を一括記載する方法で申告できる。

・青色申告

青色申告とは、特別控除が設けられている確定申告の方法。

日々の取引きをすべて帳簿に記して正しく申告すると、白色申告にはないさまざまな特典を受けられるしくみになっている。

青色申告の場合は、「所得税の青色申告承認申請書」を期限内に提出しておく必要がある。

※1月1日～1月15日までに開業した場合→その年の3月15日までが提出期限

※1月16日以降に開業した場合→開業日から2ヶ月以内が提出期限

青色申告の特典

- 青色申告特別控除（65万円または10万円）

青色申告では、正規の簿記の原則（複式簿記）に基づいて帳簿を作る場合、所得金額から65万円を控除できる。

青色申告特別控除を差し引いて所得金額を減らせるため、申告・納税する金額も小さくなる。

※簡易帳簿で申告する場合は10万円控除。

■ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告は、家族への給与（青色事業専従者給与）を経費にできる。

■ 純損失の繰越し

赤字になった次の年に利益が出ても、そこから前年の赤字（繰越欠損金）を差し引くことができる。

■ 減価償却の特例

将来にわたって使用する資産を取得した場合、通常は耐用年数に応じて経費化する。

例）30万円で買った机が3年間使える→10万円ずつ3年をかけて経費にする

→この場合、その年の出費額よりも経費が少なくなるため、納める税金が増える。

通常は減価償却費の一括での経費計上は10万円未満だが、特例を使うことで、1件あたり30万円未満の資産を耐用年数の月割り計算とは関係なく全額経費にすることが可能になる。（年間合計300万円まで）

3. 事業活動および帳簿記入

開業届を提出したら、実際に日々の事業活動を行う。

事業活動といっても、業種によって活動内容はさまざまである。

また、活動によって「売上高」と「経費」が発生するので、それも合わせて記録しておく。

活動内容の例）セミナーや勉強会へ参加

セミナーや勉強会への参加は、自分がビジネスで販売する知識を仕入れたり、お客さんの獲得のため、事業成長の知識を獲得するために参加する

4. 確定申告

開業届を提出したら、確定申告をする。

期間は毎年、多少異なるが2月中旬から3月15日までが多い。

2018年度の確定申告期間は、2019年2月18日(月)～3月15日(金)で、（2019年1月23日現在法令等）

■ 自分で申告する場合

費用はかからない

時間がかかる

慣れるまでは失敗する可能性がある

■ 税理士に申告してもらう場合

費用がかかる（7～12万円程度が相場）

時間は自分でやるよりはかからない

税理士にチェックしてもらえるため失敗はない

まとめ

- ・これからの時代のお金の教養として会社員の収入以外のお金の増やし方を知る必要がある
- ・基本的なお金の増やし方は3つである
- ・個人事業主としての収入の増やし方を知ること税金もコントロールできる

ワーク 今日の内容を整理してみよう

- ・今日からできることは？
- ・利用できる仕組みは？
- ・これから取り掛かるとしたら、なにを活用する？
- ・取り掛かるにあたっての不明点や不安点は？